

■ 運転技能検査の概要

令和4年5月13日施行

免許更新通知が届いた時点から過去3年間に「一定の交通違反歴のある」75歳以上の方を対象に行う「運転技能の状況を確認する検査」です。実際に教習所場内コースを運転して頂き、安全に運転できるかどうかを確認する検査です。

■ 運転技能検査の対象となる一定の交通違反行為

違反行為	内容
信号無視	赤信号での交差点進入等
通行区分違反	反対車線へのはみ出し、逆走等
通行帯違反等	追越車線を進行し続ける行為、路線バス等が接近してきたときに優先通行帯から出ない行為等
速度超過	最高速度をこえる速度で運転
横断等禁止違反 法定横断等禁止違反 指定横断等禁止違反	他の車両等の交通を妨害するおそれのあるときに横断、転回、後退等をする行為 道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている場所でのこれらの行為
踏切不停止等・遮断踏切立入り	踏切の直前で停止せずに通過等 / 遮断機が閉じようとしているとき等に踏切に入る行為
交差点右左折方法違反等 交差点右左折方法違反 環状交差点左折等方法違反	左折時にあらかじめ道路の左側端に寄らないなど 環状交差点での右左折時にあらかじめ道路の左端に寄らないなど
交差点安全進行義務違反等 交差点優先車妨害 優先道路通行車妨害等 交差点安全進行義務違反 環状交差点通行車妨害等 環状交差点安全進行義務違反	信号機のない交差点で左方から進行してくる車両の進行妨害等 信号機のない交差点で優先道路を通行する車の進行妨害等 交差点進入時・通行時における安全不確認等 環状交差点内を通行する車両の進行妨害等 環状交差点進入時・通行時における安全不確認等
横断歩行者等妨害等	横断歩道を通行している歩行者の通行妨害等
安全運転義務違反	前方不注意、安全不確認等
携帯電話使用等	携帯電話を保持して通話しながらの運転等

■ 起点日（免許有効期限の直近の誕生日から160日前）から過去3年間に、上記11種類の違反のうち1つでも違反を犯している場合、運転技能検査を受けなければなりません。

■ 運転技能検査は、免許有効期限の6ヶ月から何度でも受検可能です。

■ 検査に合格できなかった場合、運転免許を更新できませんが、希望者には生活に必要な原付免許や小型特殊免許などを継続することが許可されます。

■ 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転に係る違反行為に限ります。

■ 運転技能検査を受けた方は、実車指導が免除されます。